

## 秋田市営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領

〔 令和 6 年 1 月 16 日  
市 長 決 裁 〕

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する営繕工事における週休 2 日の取組において、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 週休 2 日

ア 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日および日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2 日以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所（現場休息）日に指定するものとする。

イ 月単位の週休 2 日とは、対象期間の全ての月において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を

行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

- (4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業がない状態をいう。

(週休 2 日の達成基準)

第 3 条 週休 2 日の達成基準については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休 2 日（土日） 完全週休 2 日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。
- (2) 月単位の週休 2 日 月単位の週休 2 日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5 パーセント（28 日分の 8 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が 28.5 パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。
- (3) 通期の週休 2 日 通期の週休 2 日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5 パーセント（28 日分の 8 日）以上の水準に達していることをもって判断する。
- (4) 前 3 号において、現場閉所日（現場休息日）を土曜日および日曜日としない場合においては、受発注者間の協議により変更できるものとする。なお、完全週休 2 日（土日）については、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含み、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 この要領は市が発注する営繕工事に適用する。ただし、次に掲げる工事は、対象としないことができる。

- (1) 災害復旧等による緊急を要する工事
  - (2) 現場施工の日数が5日以内と見込まれる工事
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、社会的要請や現場条件の制約等により通期の4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行うことが困難と想定される工事
- （発注方式）

第5条 発注方式は、次に掲げる方式を基本とする。ただし、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択するものとする。

- (1) 発注者指定方式 発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）
  - (2) 受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）に取り組む旨を協議した上で取り組む方式（月単位の週休2日および通期の週休2日は必須）
- （積算方法等）

第6条 週休2日促進工事の積算等については、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 補正方法 週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）および現場管理費を補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

ア 完全週休2日（土日）適用工事 労務費 1.02  
現場管理費 1.01

イ 月単位の週休2日適用工事 労務費 1.02

- (2) 積算および変更方法

ア 発注者指定方式 月単位の週休2日の達成を前提に、前号イにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、秋田市工事請負契約事項第24条の規定に基づき行うものとする。

イ 受注者希望方式 完全週休2日（土日）の達成を前提に、前号アにより労務費および現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、補正係数を前号イに変更し、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、秋田市工事請負契約事項第24条の規定に基づき行うものとする。また、工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合（完全週休2日（土日）の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時等に併せて、補正係数を前号イに変更するものとする。

ウ 営繕工事の市場単価、補正市場単価および物価資料の掲載価格の補正項目および補正率は、別表第1、別表第2および別表第3のとおりとし、別表第4により算定するものとする。

（対象工事である旨等の明示）

第7条 対象工事である旨等の明示は、設計図書へ発注方式を記載して行うものとする。

2 前項の記載は、別記の設計図書における記載例を参考にするものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第8条 対象工事において、現場閉所（現場休息）の確認等については、次に掲げる方法によるものとする。

（1）工事着手前

ア 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保さ

れていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

## （2）工事着手後

ア 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

イ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

## （3）その他留意事項

ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

ウ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

オ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

2 工期の設定に当たっては、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、後工程へのしわ寄せおよび全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

3 工事成績評定に当たっては、秋田市工事成績評定要領（平成27年3月31日市長決裁）において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は、従来と同様に適切に評価する。また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。ただし、受注者希望方式においては、完全週休2日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。

## 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札手続を開始する営繕工事から適用する。

## 附 則

### （施行期日）

1 この要領は、令和7年12月1日から施行し、同日以後に入札手続を開始する営繕工事から適用する。

### （経過措置）

2 この要領の施行前に契約した営繕工事に対する適用については、なお従前の例による。

別表第1（第6条第2号ウ関係）

## 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日促進工事および完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根およびとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01

内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽および屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価および補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

## 別表第2（第6条第2号ウ関係）

### 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事および完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び および同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックスおよび位置 ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用 (壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸形用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線および 600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地 極埋設票(金属製)	1.01	1.01

別表第3（第6条第2号ウ関係）

## 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事および完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用 および消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダ クトおよび低圧チャ ンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制 気口、ダンパー等の 取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

別表第4（第6条第2号ウ関係）

## 単価の補正方法

工事費の積算 に用いる単価	摘要	算定式
市場単価 補正市場単価	新営工事の場合	・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率
	全館無人改修の場合 (基準単価の算定)	・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率
	執務並行改修の場合 (基準補正単価の算 定)	・市場単価 × 改修補正率 ・補正市場単価 × 改修補正率
物価資料の掲載価格 (市場単価以外の材工 単価)	新営工事、全館無人 改修の場合	・物価資料の掲載価格 × 新営補正率
	執務並行改修の場合	・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

## (参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1および表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、別表第1、別表

第2および別表第3の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

## 別記 設計図書における記載例

### 【発注者指定方式の場合】

第1 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。

第2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

第3 週休2日の達成基準は以下のとおりである。

- (1) 「月単位の週休2日」の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5パーセント（28日分の8日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により

変更できるものとする。

- (2) 「通期の週休 2 日」の達成は、対象期間内の現場閉所率が、28.5パーセント（28日分の 8 日）以上の水準に達していることをもって判断する。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

第 4 受注者は、工事着手前に、月単位の週休 2 日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休 2 日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

第 5 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

第 6 月単位の週休 2 日以上を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休 2 日が未達成の場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

第 7 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

#### 【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

第 1 本工事は、発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日促進工事（発注者指定方式）である。

第 2 週休 2 日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 「月単位の週休 2 日」とは、対象期間の全ての月において、4 週 8

休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。

- (2) 「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場休息の確保を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

### 第3 週休 2 日の達成基準は以下のとおりである。

- (1) 「月単位の週休 2 日」の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が、28.5パーセント（28日分の 8 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場休息を行っていれば、達成しているとみなす。

なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日および降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息日数に含めるものとする。

また、現場休息日を原則として土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (2) 「通期の週休 2 日」の達成は、対象期間内の現場休息率が、28.5パーセント（28日分の 8 日）以上の水準に達していることをもって判断する。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日および降雨、

降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息日数に含めるものとする。

第4 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事および〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

第5 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。

第6 月単位の週休2日以上を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、月単位の週休2日が未達成の場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

第7 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

### 【受注者希望方式の場合】

第1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。なお、月単位の週休2日および通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

完全週休2日（土日）の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。完全週休2日（土日）の取組を希

望しない受注者は第4の規定のうち完全週休2日（土日）にかかる内容の義務を負わない。

第2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 「完全週休2日（土日）」とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日および日曜日を現場閉所日に指定し、2日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。
- (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

第3 週休2日の達成基準は以下のとおりである。

- (1) 「完全週休2日（土日）」の達成は、対象期間内の全ての週（原則として土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。なお、現場閉所日を土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により同一の週内において変更できるものとする。

(2) 「月単位の週休 2 日」の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5パーセント（28日分の 8 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 「通期の週休 2 日」の達成は、対象期間内の現場閉所率が、28.5パーセント（28日分の 8 日）以上の水準に達していることをもって判断する。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

第4 受注者は、工事着手前に、完全週休 2 日（土日）、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休 2 日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

第5 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

第6 完全週休 2 日（土日）を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正および補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、完全

週休 2 日（土日）が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、完全週休 2 日（土日）および月単位の週休 2 日が未達成の場合は労務費の補正係数および現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分および現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日両方の取組を希望しない場合（完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日両方に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分および現場管理費補正分を減額変更する。

第 7 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

#### 【受注者希望方式（分離発注工事）の場合】

第 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休 2 日（土日）に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事（受注者希望方式）である。なお、月単位の週休 2 日および通期の週休 2 日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

完全週休 2 日（土日）の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない受注者は第 4 の規定のうち完全週休 2 日（土日）にかかる内容の義務を負わない。

第 2 週休 2 日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 「完全週休 2 日（土日）」とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日および日曜日を現場休息日に指定し、2 日以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場休息日に指定するものとする。
- (2) 「月単位の週休 2 日」とは、対象期間の全ての月において、4 週 8 休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。

- (3) 「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (6) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

### 第 3 週休 2 日の達成基準は以下のとおりである。

- (1) 「完全週休 2 日（土日）」の達成は、対象期間内の全ての週（原則として土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）ごとに現場休息日数が 2 日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場休息を行っていれば、達成しているとみなす。なお、現場休息日を土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により同一の週内において変更できるものとする。
- (2) 「月単位の週休 2 日」の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が、28.5パーセント（28日分の 8 日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日および日曜日の日数の割合が 28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日および日曜日の合計日数以上の現場休息を行っていれば、達成しているとみなす。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日および降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場休息日数に含める

ものとする。

また、現場休息日を原則として土曜日および日曜日としない場合においては、上記の「土曜日および日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(3) 「通期の週休 2 日」の達成は、対象期間内の現場休息率が、28.5パーセント（28日分の 8 日）以上の水準に達していることをもって判断する。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日および降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

第4 受注者は、工事着手前に、完全週休 2 日（土日）、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休 2 日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事および〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

第5 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。

第6 完全週休 2 日（土日）を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価および物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正および補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、完全週休 2 日（土日）および月単位の週休 2 日が未達成の場合は労務費の補正係数および現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分および現場管理費補正分を減額変

更する。なお、工事着手前に受注者が完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日両方の取組を希望しない場合（完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日両方に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分および現場管理費補正分を減額変更する。

第7 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかつた場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。